

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月26日
【会社名】	ディップ株式会社
【英訳名】	dip Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 富田 英揮
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03(5114)1177(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営統括本部長 新居 晴彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03(5114)1177(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営統括本部長 新居 晴彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年5月24日開催の当社第26期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年5月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委任に関する規定を新設するものです。
その他、所要の変更を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、富田英揮、志立正嗣、馬淵邦美、竹内香苗、島田由香の5名を選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、大友常世、田邊えり子、今津幸子、丸山みさえの4名を選任するものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、若林理恵を選任するものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額675,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内）とするものです。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額125,000千円以内とするものです。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度決定の件

第5号議案の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬を付与するものです。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定及び改定の件

第5号議案の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、業績連動型株式報酬制度を一部変更したうえで、同制度に基づく株式報酬を付与するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	517,470	349	0	(注)1	可決 99.93
第2号議案					
富田 英揮	516,804	1,014	0	(注)2	可決 99.80
志立 正嗣	516,797	1,021	0		可決 99.80
馬淵 邦美	517,073	745	0		可決 99.86
竹内 香苗	517,061	757	0		可決 99.85
島田 由香	517,405	413	0		可決 99.92
第3号議案					
大友 常世	513,781	4,032	0	(注)2	可決 99.22
田邊 えり子	517,093	725	0		可決 99.86
今津 幸子	517,086	732	0		可決 99.86
丸山 みさえ	517,405	413	0		可決 99.92
第4号議案					
若林 理恵	517,361	457	0	(注)2	可決 99.91
第5号議案	517,193	590	35	(注)3	可決 99.88
第6号議案	517,158	625	35	(注)3	可決 99.87
第7号議案	516,757	1,061	0	(注)3	可決 99.79
第8号議案	442,042	75,773	0	(注)3	可決 85.37

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上